

住民監査請求監査結果報告書

(葛飾区福祉事務所（東生活課）督促処分通知について)

令和7年9月11日

葛飾区監査委員

目 次

	頁
第1 監査の請求	1
1 請求人	1
2 住民監査請求書の提出日	1
3 住民監査請求書	1
4 住民監査請求書の補正	1
5 事実証明書	1
6 請求の要件審査	1
第2 監査の実施	2
1 監査対象部局	2
2 請求人の陳述	2
3 関係職員の陳述聴取	2
4 関係資料の提出	3
第3 請求人が求める措置等の概要	3
1 請求人が求める措置	3
2 請求人の主張の要旨	3
第4 監査の結果	4
1 関係法令	4
2 経緯の確認	6
3 請求人の主張する区に生じている損害額について	6
4 判断理由	7
5 結 論	9
6 付帯意見	9
別紙1 葛飾区職員措置請求書（住民監査請求書）	10
別紙2 監査対象部局からの意見書に対する補足意見書	12
別紙3 住民監査請求に係る意見について（監査対象部局）	15
別紙4 監査委員から監査対象部局への質疑応答	17

第1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 住民監査請求書の提出日

葛飾区職員措置請求書は、令和7年7月12日付けで郵送にて提出され、令和7年7月15日に受け付けた。

3 住民監査請求書

別紙1のとおり

4 住民監査請求書の補正

請求人は、令和7年7月22日に「区に生じている損害」の内容の一部について補正を行った。

5 事実証明書

- (1) 令和5年9月26日に決定した生活保護法第63条に基づく返還金に係る督促状(令和7年2月28日付け6督第1042号)
- (2) 令和7年2月28日付け6葛福東第749号により通知した督促処分に係る「審査請求事案に係る処分の取消について(通知)」(令和7年5月15日付け7葛福東第123号)
- (3) 日常生活用具費支給決定通知書(令和5年5月11日付け及び令和5年6月22日付け)及び納品伝票
- (4) 令和5年4月27日付けFAX文書についての回答(令和5年5月16日付けで、葛飾区福祉事務所東生活課より請求人あて送付したもの)
- (5) (4)の文書に係る事務連絡(令和5年5月17日付けで、請求人より葛飾区福祉事務所長あて送付したもの)
- (6) 審査請求書(令和5年12月に、請求人の関係者代理人が作成したもの)

6 請求の要件審査

本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条の所定の要

件を備えているものと認めて監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

福祉部東生活課

2 請求人の陳述

(1) 実施経過

地方自治法第242条第7項の規定に基づく本件の請求に係る意見陳述について、請求人より陳述の場に出向くことができない旨の申し出があり、意見書による書面にて行うこととした。

(2) 請求人の意見書の提出

請求人に対して、「住民監査請求の実施について（通知）」（令和7年8月18日付け、7葛監第81号）により、提出期限を令和7年8月20日として意見書の提出を求めたが、請求人からは期限までに意見書の提出がなかった。

(3) 監査対象部局の意見書に対する補足

監査事務局から請求人あて、監査対象部局からの意見書を送付し、同意見書に対して、請求人による補足がある場合は、文書で提出すれば受け付ける旨を請求人に伝え、令和7年8月25日に、請求人は、監査対象部局からの意見書に関して補足するものとして、意見書（別紙2）と事実証明書を提出した。

3 関係職員の陳述聴取

(1) 実施経過

監査対象部局に対して、意見陳述書や関係資料等の提出を求め、書面等により行った。

(2) 監査対象部局からの意見陳述書

別紙3のとおり

(3) 監査対象部局に対する質疑応答

別紙4のとおり

4 関係資料の提出

福祉部東生活課から、次に掲げる関係資料の提出を受け、本件監査請求に関する事実等を確認した。

- (1) 「令和5年9月26日付け、5葛福東第5592号」により通知した生活保護法第63条による保護費返還決定処分に係る「審査請求事案に係る処分の取消しについて（通知）」（令和6年5月21日付け、6葛福東第132号）
- (2) 「生活保護費返還金等の滞納に係る督促について」（令和7年2月21日付け、6葛福東第749号）の回議用紙
- (3) 令和7年2月28日付け、督促処分（6督第1024号）に係る「審査請求書」（令和7年3月13日付け、葛飾区長あて）
- (4) 郵便差出票（東生活課から総務課あて送付されたもの、令和7年2月28日に郵便局へ発送分）

第3 請求人が求める措置等の概要

葛飾区職員措置請求書、事実証明書及び意見書等により、請求人が求める措置等を次のとおり解した。

1 請求人が求める措置

葛飾区長及び葛飾区福祉事務所長に対し、令和7年2月28日付けの督促状を封入した封筒に貼付した郵券及び当該督促状を作成した職員に関する俸給のうち、作成に要した時間に相当する金銭（人件費）の損害賠償請求又は相当な懲戒処分を行い、再発防止に努めること。

2 請求人の主張の要旨

葛飾区長は、令和7年2月28日付けで督促処分を行い、対象者に督促状を送付した。

その後、葛飾区長の指揮の下、葛飾区福祉事務所長は、「審査請求事案に係る処分の取消しについて（通知）」（令和7年5月15日付け7葛福東第123号）により、督促処分を取り消す旨の通知文を対象者に郵

送した。

督促処分の取消理由として、概ね、当該督促処分の基となった保護費の返還決定処分（以下「本件原処分」という。）は取り消されており、督促状を発送する必要がないため、と記載されていたことから、一連の公金（郵券）の支出は、本件原処分の存在に関する調査を怠り、督促処分を行ったことによる極めて初歩的な事務の過失が起因となった違法又は不当なものである。

第4 監査の結果

1 関係法令

（1）地方自治法

第242条第1項

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

第243条の2の8

会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助

する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

(2) 職員の給与に関する条例

第16条

職員が勤務しないときは、休日(勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、病気休暇(規則で定める日数を限度とする。)及び特別休暇(生理休暇にあっては、規則で定める日数を限度とする。)を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第20条

第16条第1項、第17条第1項、第3項及び第5項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に5.2を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

(3) 職員の給与に関する条例施行規則

第7条

3 前2項の場合において、1の給与期間における減額の基礎となる時間の合計に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(4) 葛飾区福祉事務所処務規程

第8条

課長は、次の事案を専決する。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、別表左欄に掲げる事案については、同表右欄に掲げる課長が専決する。

別表（第8条関係）抜粋

生活保護法等に係る個別的援護の決定に関すること。

西生活課長及び東生活課長

2 経緯の確認

- (1) 令和5年9月26日付けで、生活保護法第63条に基づく保護費の返還について、請求人世帯において収入を得たことを理由に、本件原処分のお知らせを送付した。
- (2) 本件原処分において、令和6年5月21日付けで本件原処分において必要な控除額を差し引いていなかったため、本件原処分を取り消した。さらに改めて必要な控除額で算出して保護費返還決定のお知らせを送付した。
- (3) 令和7年2月28日、令和7年2月6日時点で本件原処分に基づく返還額が未納であるとして、取消処分をした本件原処分における返還金の返還を求める督促状（以下「本件督促状」という）を誤って送付した。
- (4) 令和7年5月15日、本件督促処分を取り消す旨を通知する「審査請求事案に係る処分の取消について（通知）」を送付した。

3 請求人の主張する区に生じている損害額について

- (1) 本件督促状を封入した封筒に貼付した郵券

東生活課から提出された資料及び意見陳述書により、本件督促状の送付に要した郵送料金は、普通郵便として「郵便区内特別郵便物」の適用を受け、料金後納による92円で発送されたものである。

- (2) 督促状を作成した職員に関する俸給のうち、本件督促状の作成に要した時間に相当する人件費

東生活課から提出された意見陳述書及び質問書の回答から、本件督促状の作成等の作業を行った主な職員は2名で、1名は、債務管理シ

システムによる滞納者リストの作成やデータの修正、通知した書類等の出力を行っていた者であり、作業に要した時間は2分30秒程度、もう1名は、滞納者リストの記載内容の確認、本件督促処分の通知書類を封入した職員で要した時間は1分程度を要したと述べている。

ところで、請求人は、本件督促状の作成に要した時間に相当する金銭について、損害賠償の対象としているが、葛飾区職員の俸給は「月額」で支給している。そのため、時間単位での算出は、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）に基づき算出する。給与条例第16条第1項によると、「勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。」とされており、給与条例第20条第1項により1時間当たりの金額を求めることができる。しかしながら、職員の給与に関する条例施行規則（以下「給与条例施行規則」という。）第7条第3項により、「減額の基礎となる時間の合計に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。」とされている。

請求人が主張する「作成に要した時間」は、職員それぞれ30分未満であり、給与条例施行規則上、切り捨てとされ、「作成に要した時間に相当する金銭（人件費）」を求めることはできない。このことから、損害賠償すべき金額を算出することはできない。

以上のことから、請求人の対象職員への損害賠償額は、本件督促状の送付に要した郵送代金「92円」と判断する。

4 判断理由

- (1) 督促処分の取消理由として、概ね、当該督促処分の基となった本件原処分は取り消されており、督促状を発送する必要がないため、と記載されていたことから、一連の公金（郵券）の支出は、極めて初歩的な事務の過失が起因となった違法又は不当なものであるという主張について

本件原処分を取り消していたにもかかわらず、初歩的な確認において事実誤認により、本件督促状を送付したことについて、職員のミス

があったと言わざるを得ない。

しかし、どの程度の過失があった場合に、職員の損害賠償責任を問うことができるかを考慮すると、日々の公務において、複雑・多様化する区民サービス提供に係る業務があり、また、その専門性が高まっている中で、「過失があれば、その損害賠償責任を問う」とするのは酷であり、職員の萎縮を招き、ひいては円滑な行政の遂行を阻害することになる。これを踏まえると、地方自治法第243条の2の8において、「故意又は重大な過失により、職員が損害を与えたときに、損害賠償をしなければならない」という趣旨の規定を基準とするのが妥当であると考えられる。

監査対象部局である東生活課から提出のあった意見陳述書によると、生活保護法第63条に基づく保護費の返還金が未納の場合に送付する督促処分に関する業務は、通常の事務処理として、法令で定められた手続として行なわれている業務である。また、前年度分の他の滞納事案とともに、いわば機械的に行われたものであり、そこにおいて事務処理の過失があったのは事実であるが、本件においては、職員の「故意又は重大な過失はなかったこと」を疑う余地はないものと解される。

以上を踏まえると、請求人の主張は理由がないものとなる。

(2) 葛飾区長の指揮の下、葛飾区福祉事務所長が本件督促状を対象者に郵送したという主張について

なお、職員措置請求書において、請求人は、葛飾区長の指揮の下、葛飾区福祉事務所長が督促処分を行ったことが違法又は不当なものであると主張している。

しかしながら、本件督促状の発送に関する最終決裁者は、区側から提出された資料により東生活課長であったことが確認できる。また、葛飾区福祉事務所処務規程第8条の別表により、生活保護法等に係る個別的援護の決定に関することは、東生活課長が専決する事項であると定められている。

督促状の発送に関する業務については、一定の期間で定期的に行われているものであって、本件のように139通中、1通に、その金額

の誤りがあったとしても、葛飾区長の指揮監督義務違反を問うことは酷であると判断する。

このことから、葛飾区長の指揮の下、葛飾区福祉事務所長が行ったという判断はできないことから、請求人の主張は理由がないものとなる。

5 結論

以上のことから、本件請求は理由がないものと認め、棄却とする。

6 付帯意見

監査委員は、本件請求を棄却とする判断をしたが、本件原処分に対して、取消処分を行った案件であり、督促状を送付したことは、区民の信頼を大きく失墜させる行為である。

今後このような事象が起こらないように、再発防止の仕組みを十分に構築するよう、監査対象部局に強く求めていくこととする。

葛飾区職員措置請求書

令和7年7月12日

葛飾区監査委員 宛て

請求者 住所
氏名 ()
FAX ()
E-Mail ()

地方自治法第242条第1項の規定により、事実証明書添えて、次のとおり必要な措置を請求します。

1 請求の要旨

対象となる職員等 (だれの行為か)	区長及び区の職員 (葛飾区福祉事務所長)
財務会計上の行為等 (①どのような行為を行ったか、又は②どのような行為を怠っていたか)	行為の時期
	令和7年2月28日頃
	行為の内容
	本来不必要な公金(郵券)の支出を行った。
違法又は不当の理由 (①行為を行ったこと又は②行為を怠っていたことが、なぜ違法・不当なのか)	葛飾区長は、令和7年2月28日付で、葛飾区民に対し地方自治法に基づく督促処分を行った。令和7年5月15日付で、葛飾区長は葛飾区福祉事務所長を指揮し、当該処分の対象者に対し郵券460円を使用して郵送で当該処分取消を通知した。当該取消処分通知書には、概ね、当該督促処分の原処分が存在せず、「督促状を発送する必要がないため」との記載があった。 上記記載から、葛飾区長は督促処分の原処分が存在するか否かという極めて初歩的な調査を怠り、漫然と督促処分を行ったと言える。 これら一連の公金支出は極めて初歩的な事務取扱の過失により引き起こされており、違法又は不当との評価を免れない。
区に生じている損害の	督促通知の郵便料金相当額及び督促処分にかかった人件費相当額の公金支出



内容(①その行為又は ②行為を怠っていた その事実によって、 どのような損害が区 に生じたか)	
請求する措置の内容 (①その行為又は② 行為を怠っていた その事実に対し て、どのような措 置を求めるのか)	1.葛飾区長及び葛飾区福祉事務所長に対し、損害 賠償請求又は相当な懲戒処分を行い、再発防止に 務めること。
その他	

2 添付した事実証明書

- (1) 督促状
- (2) 審査請求事案に係る処分の取消について（通知）



意見書

令和7年8月24日

葛飾区監査委員 殿

請求人



令和7年7月12日付葛飾区職員措置請求書に関し、以下のとおり意見書を提出する。

1. 事案の概要

本件は、返還決定の取消後に督促が発されたという前提事実の誤りに起因して、不要な郵便費用等が支出された事案である。監査対象意見（令和7年8月20日付）は、（1）「通常の事務処理」であること、（2）督促費用は最小費用（92円、後納）であること、（3）追加的人件費は発生していないこと、を理由に違法・不当性を否定する。

2. 時系列

- (1) 令和5年9月26日 生活保護法63条に基づく返還決定（以下「原決定」）が送付された。
- (2) 令和6年5月21日 必要控除額の控除漏れにより原決定を取消し、控除し直した返還決定が送付された。
- (3) 令和7年2月28日 なお「原決定」に基づく未納があるとして95,000円の督促状が発送された（本件督促）。
- (4) 令和7年5月15日 本件督促を取り消す旨の「審査請求事案に係る処分の取消について（通知）」が送付された。
- (5) 令和7年7月12日 請求人は、上記一連の不要な支出につき職員措置請求を提出した。

3. 請求人の意見

(1) 原決定の違法

原決定は、主に、日常生活用具支給制度の超過利用者負担額について、葛飾区福祉事務所長が実際に利用者は負担していないと誤認したこと

に起因して発生している。

しかしながら、原決定に際し、原決定の対象者は葛飾区福祉事務所長

に対し、日常生活用具支給決定通知書及び領収書を提示している（甲1号証）。それにもかかわらず、令和5年5月16日付「2023年4月27日付FAX文書についての（回答）」（甲2号証）において、明らかな事実誤認をしており、それに対し、原決定の対象者が令和5年5月17日に送付した文書（甲3号証）で適切に説明しているにも関わらず、原決定はなされた。

これは、そもそも原決定が違法であり、それに基づき、滞納者リストに掲載したこともまた違法であることを意味している。

- (2) 「通常の事務処理」であっても、前提事実を欠く処理は不当であること
督促は、存立する債権・債務関係（本件では原決定）を前提とする。ところが監査対象は、原決定を自ら取消した後（令和6年5月21日）に、なお原決定に基づく未納を理由として督促を発しているから、前提事実の簡単な確認を欠いた違法・不当な処理である。

監査対象も「対応漏れ」を明示的に認めており、内部統制上の過失は明白である。通常処理か否かは不当性判断の免責事由とはならない。

滞納者リストを作成すること自体が適法であったとしても、原決定の対象者を滞納者リストに掲載したことは、違法であると言わざるを得ない。

- (3) 損害（公金支出）は具体的に発生していること

(ア) 督促費用92円が「後納」であったとしても、督促通知の発送に「郵券92円」が支出された事実が職員措置請求で適示されており、監査対象はこれを争っていない。督促はその法的根拠を欠き、いわば架空請求であったのだから、その郵便費は本来不要であった支出である。

(イ) さらに、督促状・取消通知の作成・印字・封入・差出・記録等には、最低限の物的費用・時間資源が割かれている。監査対象は「機械的に行われた」ことをもって人件費相当損害をゼロとするが、機械的処理であっても当該案件が処理対象に組み込まれた時点で、当該案件分の処理時間は不可避免的に発生している。ゼロ評価は経験則に反し、少なくとも「相当額」をもって評価されるべきである。

- (4) 「最小費用」主張は争点をすり替えていること

監査対象は督促費用が92円で「必要な経費」と述べるが、本件の争点

は「費用水準」ではなく「費用の要否」である。前提を欠く督促がなければ、92円は支出されなかったのであるから、費用が最小か否かは不当性を減殺しない。

(5) 取消し費用の存在

本件では、直接的な争点にはなっていないが、本件督促を取り消す際にも、公金が支出されている。この部分にかかる公金も本来、不必要な費用であったのだから、違法・不当のそしりを免れない。

(6) 内部統制上の再発防止措置が不可欠であること

監査対象は、本件のみならず、日常的に事務ミスを繰り返し、その度に処分・取消処分を繰り返している。本年度には、個人情報の漏洩まで引き起こしている。これは、内部統制の不備を端的に表す。再発防止措置が取られなければ、同様のミスを繰り返し、区に、ひいては区民に多大な損害を与えることになる。

以上



令和7年8月20日

住民監査請求に係る意見について

1 事案の概要

- (1) 令和5年9月26日付けで、生活保護法第63条に基づき、請求人世帯において収入を得たため、返還免除額を控除した額で「生活保護法第63条による保護費返還決定通知書」(以下「原決定処分」)を送付した。
- (2) 令和6年5月21日付けで、原決定処分について必要な控除額を控除していなかったため、原決定処分を取り消すとともに必要な控除額を控除し直した「生活保護法第63条による保護費返還決定通知書」を送付した。
- (3) 令和7年2月28日、令和7年2月6日時点で原決定処分に基づく返還額が未納であるとして、95,000円の返還を求める督促状(以下「本件督促処分」)を送付した。
- (4) 令和7年5月15日、本件督促処分を取り消すことを内容とする「審査請求事案に係る処分の取消について(通知)」を送付した。

2 原決定処分に基づく督促について

本区では、生活保護法第63条及び78条に基づく返還請求について、東西生活課において請求処理を行っている。そして、当課では、年度中に発生した請求に関し、一度も納付がされていない滞納者に対して、翌年度に督促を行っており、当課管理係が滞納者リストを作成する作業を行い、令和7年2月28日付で、同リストに基づいて発行された納付書を対象者に対して一斉に発送した。

本来であれば請求人は令和5年度における滞納者リストから除外する必要があったところ、対応漏れがあり、請求人がリストに含まれた状態で督促状を作成、発送した。

3 請求に対する意見

本件督促処分は、請求人を滞納者リストから除外しなかったことに落ち度があったことは否定できないが、滞納者リストの作成自体は通常の事務処理として行われたものであり、法令で定められた手続きを行っているものであり、違法と評価されるものではない。

さらに、本件督促処分は、普通郵便として発送されており、督促方法としては最低限の費用(通常は110円であるが、本件督促処分は郵便区内特別郵便物の適用を受け、特別料金である92円で発送された)をもって実施されており、かかる費

用は必要な経費と認められる。

また、本件督促処分は前述の事務処理の流れに基づいて行われたものであるが、前年度分その他滞納事案とともにいわば機械的に行われたものであって、本件督促処分作成について特定の職員が業務に従事したり、時間を割いているわけではなく、請求人への発送業務にあたり加重して業務が生じたものではない。したがって、人件費相当額の損害が発生しているとは考えられない。

4 結論

以上のことから、本件督促処分発送にかかる郵便料金(郵便区内特別郵便物であり、郵便料金の支払いは郵券の貼付ではなく後納)及び本件督促処分を作成した葛飾区職員の当該職員に関する俸給のうち、当該督促処分を作成した時間に相当する人件費が違法又は不当な公金支出であるとは認められず、請求人の主張には理由がない。

以上

本件請求の請求人世帯に対して行った令和7年2月28日付け督促処分の通知の発送業務の一連の流れについてご教示ください。

回答

1 督促状の作成に係る事務処理の過程

職員Aは、令和6年度督促状送付対象者を確認するため、債権管理システムのデータを元に令和5年度に決定した生活保護法第63条及び第78条返還決定者のうち、一度も返還していない者を抽出し滞納者リストを令和6年12月27日に作成した。

請求人世帯に対する令和5年度の保護費返還決定処分は、令和6年5月21日付で取り消していたが、職員Aが債権管理システム上の対応を失念していたため、令和6年度の督促対象として請求人世帯がリストに含まれた状態で作成された。

職員Aは、各生活係に滞納者リストの内容の確認作業（送付先・氏名等確認、督促状送付の可否等）を依頼した。滞納者リストの確認を担当した生活係は、請求人世帯には令和6年度に決定した法63条に基づく返還金債務があることから請求人世帯が滞納者リストに記載されていたことに違和感がなく修正を行わなかった。

職員Aは、各生活係からの報告をもとに滞納者リストの修正（送付先・氏名等修正、督促状を送らない者の削除等）を行い、納入通知書や督促状を作成した。

職員Aは、各生活係に修正した滞納者リストの確認と作成した督促状等の封入を依頼した。担当した生活係は、請求人世帯を修正した滞納者リストから削除せず、督促状等を封入した封筒を職員Aに提出した。

職員Aは、督促状送付に係る決裁（東生活課課長決裁）を行い、決裁後区内特別郵便の適用を受けて請求人世帯を含む督促状等を発送した。

2 督促状の作成に従事した職員の人数

職員A	1名（滞納者リストの作成・修正、督促状・納入通知書の作成督促状送付に係る決裁、督促状等の発送）
担当生活係	1名（滞納者リスト・修正した滞納者リストの確認、督促状・納入通知書の封入）

3 督促状の作成に要した事務処理の時間及び、そのうち本件請求の対象となる督促状の作成に要した時間

請求人世帯に対して行った令和7年2月28日付け督促処分の通知の発送業務に要した時間について、職員Aは関連する全ての業務を5時間程で処理していることから、1件あたりおおよそ2分30秒を要している。また、生活係が行った封入作業、滞納者リストの確認は、1件あたり1分程度を要しているので、請求人世帯に対する業務時間は4分程度と推測される。



4 督促状の事務処理において、時間外勤務が発生した事実はあるのか。また、時間外勤務を行っていた場合、その時間数及び業務内容

生活保護経理業務の一環として行ったものであり、督促状の事務処理のために特別に時間外勤務をしたということはない。